

令和2年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和2年12月3日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	監査委員 渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課課長 斎藤 浩	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 金刺 隆司
税務課長 残間 文広	健康福祉課長 早坂紀美江
産業振興課長 渡邊 愛	都市建設課長 後藤 広之
社会教育課長 大沼 善昭	参事兼指導主事 岩渕 克洋
会計管理者 堀籠満智男	

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 片浦 則之 書記 沼田 裕紀

議事日程（第2号）

令和2年12月3日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 大衡村選挙管理委員会員及び補充員の選挙について

- 第 4 議案第 56 号 大衡村介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 57 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 58 号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 59 号 令和 2 年度河原住宅 1・2 号棟改修工事の請負契約の変更について
- 第 8 議案第 60 号 万葉クリエートパーク他 1 公園の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 61 号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 第 10 議案第 62 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 第 11 議案第 63 号 黒川地域行政事務組合の財産処分について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和 2 年第 4 回大衡村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番小川ひろみ君、5 番赤間しづ江君を指名いたします。

議長（細川運一君） 昨日の赤間しづ江さんの一般質問について、健康福祉課長より発言を求められておりますので、健康福祉課長、発言を許します。

健康福祉課長（早坂紀美江君） おはようございます。

昨日の一般質問で、赤間議員からのシルバー人材センターの事業に対する国からの補助についてご質問があった際、私の答弁で総事業費に対して 2 分の 1 とお答え申し上げ

ましたが、正しくはシルバー人材センターの運営費及び事業費に対しての対象経費 2 分の 1 と国基準額を比較して少ないほうの金額が補助交付額でありましたので、答弁の訂正をさせていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

日程第 2 一般質問

議長（細川運一君）　日程第 2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は通告順に発言を許します。

通告順 5 番、遠藤昌一君、発言願います。

9 番（遠藤昌一君）　私は高齢者等へのごみ収集支援に対する検討結果について質問を行います。

平成29年、第4回定例会において高齢者、身体に不自由を抱える方、要介護を受けている方々に、集積所まで生活ごみを出すのに困難なことへの声があり、何らかの施策の必要性と、国道4号、県道457号線を危険と不安を抱えて横断しなければならない集積所もあり、増設するかの何らかの改善検討について伺っておりましたが、また、参考までに埼玉県戸越で行っている、高齢者や独り暮らしされている方に支援の必要性を取り入れ、ふれあいとの名称で積極的に取り組んでいる自治体の事例も取り上げてきましたが、村長は等々の質疑に対して高齢化への対応として住み慣れた環境、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、この問題は重要、重大だと捉えていると答弁されております。さらには、調査、精査しながら今後まじめに検討していきたいとも述べておりますが、担当課から伺ったところ、何の動きもないと捉えております。以来二年数か月経過しておりますが、重要、あるいは重大と答えられておりますが、支援策について今日まで取り組んでこなかったのはいかがなものか。そして、どこで消滅したのかお聞きします。

11月10日早朝、80歳台の男性が国道4号線で集積所の帰りに交通事故に遭遇しております。設置場所の増設と改善を講じておけばと、私なりに思っておりますが、未然の事故は防げたと思いますけれども、村長はこのことについてどのように捉えているか伺うものであります。

議長（細川運一君）　村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君）　皆さん、おはようございます。

それでは、遠藤昌一議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

高齢者へのごみ収集支援についてのご質問だということあります。本村における家庭ごみの収集は、決められた集積所に排出していただくステーション方式を採用しております。集積所の維持管理は各地区の衛生嘱託委員を中心に、地域や利用者へお願いをしているところであります。

高齢者等のごみ出し支援には、行政が主体となって行う直接支援型と地域の方がごみ出し支援を行うコミュニティ支援型があり、ごみ出し支援を行っている先進地の多くは直接支援型を導入しております。その主な理由としては、直接支援型は全域で同じサービスを提供することができますが、コミュニティ支援型の場合は人材の確保等の問題があることから、直接支援型が全国的に普及しているものと考えております。

県内のごみ出し支援の状況ですが、仙台市ではごみ出し支援を行う団体に対し奨励金を交付するコミュニティ支援型を実施しており、多賀城市、七ヶ宿町では業務委託による直接支援型でごみ出し支援事業を実施しているようあります。

こうした先進他自治体の高齢者等へのごみ出し支援の事例等を研究し、今後事業を進めるに当たりどのような方策が本村での運営に適しているか検討を重ねてきたところでもございます。独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また障害者や介護保険制度での生活援助が受けられない方などで家庭ごみを最寄りの集積所に自ら排出することが困難な方については、地域の相互扶助の助け合いができればそれが一番よい形と考えておりますが、今後のさらなる高齢化が進むに当たり、行政サービスも必要と認識しているところであり、ごみ出し支援の実現に向けて福祉と生活環境との連携を図りながら、来年度から本格的に活動が始まるシルバー人材センターが立ち上がり次第、ごみ出し支援について具体的な協議を行ってまいりたいと、このように考えるところであります。

また、ただいま議員のほうからもありましたけれども、先般の11月10日、高齢者がごみ出しから帰る途中の国道4号において発生した交通事故の関係ですが、早朝の交通量が少ない時間帯であっても横断歩道のない国道横断は危険が伴う可能性が高くなるものと痛切に感じたところあります。信号機や横断歩道がない国道を横断してごみ出しを行っていると思われるところは、国道4号線に3か所、国道457号線に3か所あり、ごみ出し中の交通事故を未然に防ぐためにも早急に国道、県道付近に設置しているごみの集積所について再度確認し、横断を伴う危険と判断する集積所については移設や増設について各地区の行政区長や衛生嘱託委員と相談しながら安全の確保に努めてまいりたいと、このように考えるところであります。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 答弁を聞きますと、一歩前に進んだのかなとそう思いますけれども、なぜこの私の質問以来3年間も要してきたのか。こんなに立派な答弁ができるのであれば、もうとっくに行ってもよかったですのではないかと思います。何ら不自由をおかけせずに。そして、話はずれますが、昨日の石川議員の質問に対して村長は住民福祉向上に一所懸命力を注いでいるんだという答弁をなされております。それは当然、以前から考えがあったと思われますけれども、なぜこのようにして、繰り返しますけれども、こんな単純な、私から言わせれば単純だと思いますけれども、繰り返しますけれども、なぜ3年間も要するんですか、これは。そして答弁書には、私は設置場所、これは前から聞いています。ここに、国道4か所、県道6か所、こんな数字は別に必要ありません。やらなければならぬのは数じゃないんです。そしてまた私の質問に、もし失礼したらおわびいたしますけれども、村長は私の答弁に対して、重大、重要、精査、検討、まじめにやります、まず私から言いますと、答弁は立派です。ただ、その中には一貫性もないし整合性にも欠けていると私は思っています。だから、今後この事業、いろいろ答弁の中にありますけれども、シルバーのこともあります、シルバー立ち上げてからやるとかそういういったものは、シルバーだって来年でしょう、立ち上げが。その前にもうやるべきことはやってほしいと思います。そしてまた国道云々の答弁がありますけれども、私も質問しておりますけれども、では今の4号線、県道の場所は、そのシルバー立ち上げるまで放置、そのままにしておくのか。もう動き始めて調整する、あるいは位置の変更等を考えているのかを伺うとともに、考えますけれども。いずれにしてもシルバー人材云々じやなくて、シルバー人材だって果たしてどの程度の人員確保、応募者もまだ未定でしょう。俺は未定だと思います。シルバー云々だけでは対応できるのかと。私なりに不安に思っておりますけれども。できるなら職員もなかなか、退職者も多く出ておるようですけれども、職員、あるいはシルバーじやなくて、シルバーになれば当然有償になると思いますけれども、新たに賃金等支払いしながらやっぱり進めていくのが本来の筋ではないかと思いますけれども、これについて伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何かかなり鋭い質問といいますか、ご批判をいただいているような感じがするわけであります。

しかしながら、この問題はいろいろあります。4号線をまたいでいくために、11月

10日でしたか、事故に遭われたという、本当に事故に遭われた方には、本当に心からお見舞いを申し上げる次第でありますし、1日も早い回復を願っているところでもございます。

そういうところ、遠藤議員が29年に一般質問しているんだということあります。それから2年経過した、2年経過しているうちに何の進展もないんだということで、大変ご立腹のように私に質問されておりますけれども、そういう、私が質問したんだから私の質問したことに対する何で答えないんだと、すぐやらないんだというような、そんな高圧的に言われても私もいろいろと検討を重ねてきたわけであります。そして、雪かきボランティア、除雪ボランティアですね、そういった方々もおられますし、そういった方々みたいなボランティア組織でもってやれないのかということも前から検討はしておりました。そういうことありますから、いろいろなやり方があるんだろうというふうに思います。それから今般、国道4号線の中で、関係で、事故に遭われたということは、その方はごみ出し自分でできないという人ではなくて、たまたまそのとき徒歩で行ったということあります。遠藤議員が29年に質問をされたときには、独り暮らしでごみを出すのにも歩くのにも大変だから誰か何かそういう方策がないのかという質問だったわけであります。ですから、全くそれは、全然関係ないとは言えませんけれども、ちょっと視点がずれているのではないかと私は思っております。ですから、そういうことを、ボランティアを、除雪ボランティアみたいなボランティアを立ち上げて、立ち上げてというかお願いしてやれないものかということを模索していた、今まで、いたわけであります。なかなか除雪ボランティアにしても2か所ぐらいしかまだそれに呼応してやつていただける方もいないわけでありますから、やはりそういったコミュニティーの単位でそういったボランティアをしていただけるような人を、そういった人が育ってくれればいいと思っている矢先に、今度はシルバー人材センターの立ち上げを間近にして、これはその任に当たっていただければと、こういうふうに今現在、そういうふうに考えているところであります。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）　今村長、何だか以前の質問から少しづれているような捉え方をされておりますけれども、それはそれで結構です。今4号線事故の件も答弁されておりますけれども、一人歩きできるとか、若い世代だから大丈夫だとか、そんな感覚しか持っていないのか。若い人であろうと何であろうと、やっぱりとっさの場合、避けられない場合に

は、やっぱりそういう事故にも遭遇することはあるんです。今回のこの質問で初めて目覚めて動き出したのか。繰り返すけれども、もう2年も3年もたっているんです。やっぱりやれることはやってください。

終わります。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　このことにつきましては、我々も真摯に重大な事案として捉えて、これから4号線の拡幅も進んでくると、どうしても横断してのごみ出しというのは不可能になってしまいますので、その集積場所の移動なり、あるいは増設なりそういったもの、もちろん457についてもですけれども、457にも何か所かそういった危険性を伴うような場所が散在しておりますので、そういったことを踏まえて、さらにごみ集積所の増設なり、あるいは移設なり、そういったことを考えて住民の皆さんのが安心して安全なごみ出しができるような、そういった環境を整えてまいりたいというふうには思っております。

そして、さらには、やはりこれからどうしても高齢者の方々の独居生活の世帯もございます。あるいは独居でなくとも高齢者だけの世帯、そういったところも増えてきますので、そういった方々に対しての、やはり手厚いケアのためにもぜひそういったことを進めてまいりたいというふうに思ってはおるところであります。

以上であります。

議長（細川運一君）　　通告順6番、高橋浩之君。発言願います。

8番（高橋浩之君）　　おはようございます。高橋浩之であります。

私は、大衡村の今後の農業振興策はというタイトルで一問一答方式によって一般質問を行いますけれども、通告書にその質問内容を詳細に明記しておりますので、村長の明快なご答弁をいただきたいと思います。

大衡村のこれから農業振興策について、次の2つの観点から伺います。

最初に、現在大衡村には自信を持って推奨、推薦できる特産品がリンゴや加賀屋のせんべい以外ほとんどありません。過去にはリンゴなどを使ったチャツネや万葉あまざけがありました。その商品の品質や評判はよかったですけれども、直接関係ない問題によって今はなくなっています。また、かりんとうやようかん、万葉美人なども大衡村の特産品として販売しておりますが、純粋な大衡産として自信を持って言えるかというと私はちょっと疑問があるところであります。そのため、多くの方々が大衡村の特産品をつくるためにいろいろなアイデアを出してきましたと存りますし、黒ニンニクや蜂蜜な

どがちらほらと万葉・おおひら館で販売されてきました。議員の中からも新たな特産品としてキキョウの根やヤマユリ等のアイデアを出しております。また村長自らも平成28年頃よりアスパラガス生産を推奨してまいりました。

しかし、先の9月定例議会におきまして私が行いましたヤマユリの保護と新たな資源としての活用という一般質問において、村長はその答弁の中でアスパラガス栽培について言及しており、その育成中のアスパラガスが枯れてしまい、農家も栽培をやめてしまったということでございました。さらに村長はその支援策の再考までも言及しております。

そこで改めてお伺いしますが、大衡村としてアスパラガスの栽培が失敗してしまった原因を調査しているのでしょうか。そしてその対応策は取ってこられたのでしょうか、お伺いします。

そしてまた、その失敗を糧にやり直そうという努力はされてきたのかもお伺いしたいと思います。

農業者であれば普通の野菜栽培でさえ失敗はつきものであり、米作りだって失敗して悔いを残して悔しい思いをすることがあります。今度はこうしようとか、ああしようとかと改善することは日常茶飯事でありますし、なおさら特産品として育てていこうとするならば、長い時間と努力と技術が必要だと思います。たった1回や2回の失敗にくじけない農業振興の施策を進めていく考えはないのかお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染の拡大によって全ての分野において甚大な影響が出ていることは皆さんご承知のとおりでございます。それは大衡村の基幹産業である稲作においても例外ではなく、外食産業等の不振による米余りによって概算金・買取価格が下がり、令和2年宮城県産ひとめぼれにおいても700円下がって1万2,600円となるようあります。

これまでもコロナ対策として国の施策としては別に大衡村では独自の施策として地域産業継続支援金や農産物出荷促進支援金、畜産経営継続緊急支援金等が施行されてまいりました。しかし、大衡村農業の根幹である稲作本体になぜ支援がないのでしょうか。また、転作奨励品目でもある大豆や麦も対象から外れています。先に上げた各種支援金には地方創生臨時交付金が充当されており、村の財政負担をできるだけ軽減しようと努力されていることは理解できますけれども、大衡村農業の根幹である水稻に支援策がないのは大変残念であります。

以前、平成26年度に大衡村では単独事業として米価下落対策臨時交付金が支給されました。12月定例議会において補正予算として1,860万円を計上し、60キロ当たり400円を出荷した米に給付した実績があります。当時の状況と比較すると、現在のほうが緊急性や逼迫性は高いとは思いませんけれども、令和3年の水稻作付可能面積も米の在庫過剰によって数パーセント減少するとのマスコミ報道もあります。さらにこれは長期化するという見込みもあります。

そこで改めて村独自の稻作農家支援策として、出荷米に対する価格補填や手数料の支援を行う考えはないのかお伺いします。

また、村長の推奨する具体的な農業振興策とは何なのか改めてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長答弁願います。

村長（萩原達雄君） 高橋浩之議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

その1でありますが、長くてちょっと私も、要するに大衡村の今後の農業振興策はということです。通告が長いのでどこを取ればいいのかと思って、今考えていたところですが。議員がおっしゃるとおり、大衡村には自信を持って推薦できる農産物を含めた特産品があまりない、過去にはチャツネ、甘酒あったが、かりんとうや万葉美人も、今はありますけれども、純然たる大衡産とは決して胸を張っては言えないような状況もあります。ということで、いろいろ議員も、これまでいろいろな提案を出されてこられたということ、本当に私もそれをお聞きしながらなるほどということで考えさせられるところ多々あったわけあります。

議員の皆さんもキキョウの薬用に供する栽培どうなのかという話もありましたし、またヤマユリもどうなのかというようなお話もありました。そんな中で平成27.8年あたりでしたか、その当時はあさひな農協でしたが、農協の組合長がアスパラの栽培が大衡村にとって適しているのではないかというお話しをされまして、農協として、あさひな農協として、大衡村をアスパラガスの生産地にしたいんだという農協側からのお話もあって、そのためには苗は幾らでも供給すると、アスパラの苗、苗は幾らでも供給するから、どうか村中普及させてくれないかというようなお話がありました。その際いろいろアスパラの有用性、あるいは他品目と比べての有利性、そういうしたものも示されて、なかなかこれはいいんじゃないかということで私もそれに呼応して大衡村として実証、補助を設けながらそれを実証してみようと、そして特産品に、一大産地に形成できたら

いいということでやったわけでありますけれども、その後、先日も言いましたけれども、前の議会でも言いましたけれども、その後に生産者の皆さんから何か突然枯れてしまったというようなお話を聞いて、それは何でなのかということで、私自身もアスパラを植えていました。それでやっぱり枯れました。何でだろうと。農協の、JAの指導も全然、早く言えば、来てくれないし、もちろん要請もしないからなのかもしれませんけれども、そういったことで指導体制もよくないということだったのです。そこで、アスパラとは一体どんなものかと、その一大生産地をやっぱり見学するべきだと、見てくるべきだということで、大衡の生産団体の方々も、あるいは農業委員会とかそうした方々も視察に行ったようでもありますし、私自身も最上町や尾花沢市、プライベートでありますましたが行ってまいりました。考えたときに、その栽培の取組方が全く違うんです。全然違います。そして規模も違うんです。栽培の仕方も違うんです。そうした場合に、これが果たして大衡村に根付くかと考えたときに、ちょっと今の大衡村の農業者の皆さん、米一辺倒、あるいは転作といえば大豆一辺倒の中で、これを転換させることは容易ではないというふうに感じました。私自身として感じました。ということがありました。でありますから、1回や2回の失敗にくじけないで、それをやつたらどうかと、こういうようなお話でありますけれども、なかなかこれも難しい問題だというふうに今現在捉えています。それが現状だというふうにご理解をいただければと思います。

それから、2つ目の大衡村の米の価格下落に対する補助金、補填金、そういったものをなぜ考えないんだというお話でありますけれども、これもコロナで値段が、価格が下落したという、コロナとかそういった災害で、何かの災害で下落したと、そういった確たる根拠は全くないわけでありまして、今の米の過剰作付け、そして米余りの状況の中で全農で米が過剰、だぶつき気味だということで、これは市場論理で値段が下がったということです。それに対して村として補填をしたほうがいいのではないかというお話でしたが、前回は8,400円だったんです、米価、米1俵当たり8,400円。今回はまだそれでも1万2,000円になっていますから、下落率からすると前回は、平成26年でした、60キロ当たり8,400円となりまして、25%減となつたんです、一気に。ということからまず激減緩和措置も兼ねて1俵当たり400円を村として補填をしたという経過があるとおりであります。議員のおっしゃるとおりでありますけれども、そのとおりであります。その当時の状況と、今の価格下落と比較すると、700円下がっておりますけれども、5.43%減でありますから、まだ1万2,200円であります。でありますから、そのことにつ

いての即補填するという状況にはまだなっていないのではないかというふうに思ってお
ります。8,400円でした。平成26年は。今年は1万2,200円ですから、それでも下がった
と言えば下がったんです、でも。ですけれども、それは需供のバランスの影響がかなり
あるのではないかというふうに思っておりますので、やはり今大衡村においても、大衡
だけではありません、主食用米が過剰、気味じやないんです、過剰ですから、ぜひ別な
品目に切り替えるように指導してくれという、農協やらJAやら、あるいは政府のほう
からもそういった通達が参っております。これは強制ではございませんけれども。そ
ういうことで、そこに補填するという考えはちょっと無理なのかなということあります
ので、ご理解をいただければと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 気を取り直して、11月21日、22日に三井アウトレットパークで行われました宮城黒川地域においての地場産品の即売、「ネイティブ オブ みやくろ ～ナイシ マルシェ～」というのがありましたけれども、いろいろなところから、黒川郡、宮城郡からいろいろなものが出品されたわけですけれども、村長そのとき、私は申し訳ないけれども行けなかったんですけれども、村長なり何なりの方々は行ったんでしょうか。そして、大衡村の特産品として野菜とか果物、米以外でどんなものをお出していたのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 宮城・黒川地域産の地場産業振興協会主催のナインマルシェといいまして、ナインというのは9自治体ですからナインであります。マルシェは市場ですから、9自治体の市場と理解していただければと思います。実はその協議会の会長を私が今仰せつかっております。輪番制でありますから、別に特別な意味はございませんけれども。そういったことで、私も昨年、そして一昨年はタピオ、泉のタピオであったんですけども、その際も行っております。そして昨年はタピオで開会セレモニーもありまして、ちょうど私副会長ということで会長が都合が悪くて欠席したものですから、私が開会セレモニーのご挨拶などもした経緯があったわけであります。今回はコロナの影響で会長も何も来ることがないと、来ることがないというのもないんですが、そういったセレモニーがないということでいいですと言われましたけれども、私も会長としてそんなことを言われても1回ぐらいは行ってみなきやならないということで、私も参りました。そして、各市町村でどんなものを提供していたのかと今ご質問、そのご質問であります。

やっぱり各地区の地域の特産品、そういったものを陳列しておりました。例えば七ヶ浜であれば海産物、ノリやらあるいは干物なんかもありました。魚の干物とか。海産物です。松島あたりはやっぱり同じようなもの、そういったものもありました。大衡は何をやっているのやという話になりますが、大衡村は今議員当然ご存じのとおり、万葉・おおひら館で扱っている品物とか、キムチ、あるいは大衡唯一の米菓会社のせんべいですが、そういったもの等々ありましたし、いろいろありました。ということで、何を出したのやという質問ですから、そういうことで答弁させていただきたいと思いますが、1つ特筆は、富谷のブースに行った際には、これは何を出したのかというと、私も買ってまいりましたけれども、富谷産じゃないのを出していたんです。富谷産のじゃない仙台市で加工したようなものも出していました。いろいろそこそこで、いろいろと工夫があってそういうふうにしたんだろうと思いますけれども。そういったことで。今回は三井アウトレットパークでやったんですけども、今年は、来年もそこになるのかどうか分かりませんけれども、地場産品の普及振興、そういったものに寄与できればいいというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　まず大和町にはソバとかシイタケ、マイタケ、イワナ、日本酒、そして富谷にもブルーベリーとか蜂蜜、日本酒、お茶なんてありますね。大郷はモロヘイヤ。つまり黒川郡内のほかの町、市ではこれという目玉商品があるんです。それに普及して例えば富谷だとかはブルーベリーを使ってジャムとか、あるいはサイダーみたいなものも作っていますし、それと蜂蜜を組み合わせてスイーツ祭りみたいなこともしている。結局その目玉商品がほかのところにはあると。大衡にはそれがないからいろいろ頭を悩ませて知恵を絞っているという状態だと思うんです。その目玉商品をつくるためにアスパラガスということで村としても力を入れていたものが、何か失敗してきている。その原因もいろいろあるとは思いますけれども、私が伺ったのでは、私も直接栽培していた農家にお伺いしたところ、直接の原因は病気だと。病気が原因で枯れてしまったというんですけれども、その病気を発見するのが遅れてしまって対処する間もなく枯れてしまったというお話をでした。さらには、当初JAの担当者の方と良好な意思疎通ができていたのですけれども、その担当者が結婚して退職されたことによって、新たな担当者とのブランクができてうまくコミュニケーションが取れなくなってしまったということもあったということであります。それから、当初より圃場に通常の9倍もの堆肥が入れられ

たと。普通の畑に投与するべき堆肥の9倍ぐらいの量が入って、本当にこれで大丈夫なのかと耕作者のほうからいろいろ疑問がついたということありますけれども、大丈夫なんだということでそのままアスパラガスを栽培したと。それも失敗した原因の1つではないかという不信感も持つておられたところであります。そういう状況の中でやはり、最後に言われたのがやはり村内、この地域では露地栽培には向かない、アスパラガスは。ハウス、施設栽培じゃないとうまく育たないということを最後に言われたそうなんですけれども、そういうことが分かっているのならなぜ最初からそういうことを言ってくれなかつたのかという怒りと憤りを言われました。そういうことも含めて、村当局はそういうことまで理解していたのかお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。私の知っている限りでは、そういうことまで理解してその栽培の方法をやつたということではないと思います。JAのほうから、まず1回、これもまた先ほど言われたように、ですから指導方法がちょっと徹底していなかつたというのが実情だと思います。1回植えれば、苗を定植すれば10年は大丈夫だと、10年はあと収穫できるんだというキャッチフレーズの下に、それをうのみにしたというのもおかしいんですが、それを真に受けたというのもちょっと浅はかなところもあったのかと私なりにも反省はするところもあるわけでありますけれども。しかしその堆肥が10倍ぐらい入つたと、入れた、それは当たりだと思います。いいんだと思います。非常に肥料も食うわけです。地力が本当に必要な作物であります。ただハウスでないと生育がうまくいかないんだというのはいささか私も納得はいきません。なぜかと言うと、なぜ最上町とか尾花沢、尾花沢はスイカが主流ではありますけれどもアスパラも作っています。それを見てまいりました。ああいうところでは露地でやっています。露地で生育もすごくよく、堆肥もそれこそ、堆肥、大衡村に堆肥はないんです、はつきり言って。だって畜産農家がいないんですから。大きく堆肥を排出するような畜産農家がいませんので、堆肥といつても皆買ってこなければいけない。郷の有機なり何なりを。そういう今状況になっています。ですからなかなかコストもかかると思います。それから水です。水を余計、すごく水が好きなんだそうです、アスパラは。ですから、そういった環境の中で栽培しないと、ただ単に乾いた高台の畑で云々というわけにはやっぱりいかないようです。ですからそういうことも指導の中に最初から入つていればもう少しうまくいったのかと。ただ、それを全部諦めたという話ではございません。今でも継続していま

すので。ただ、誰もその後それに追随してくれる人がいないということあります。なので別に諦めたわけではありませんけれども、その辺を先進の地域に行って勉強してくるなり、あるいは村でも、村内でもハウスでやっている人もやっぱりいますので、その方はいいものを取っています。私も見てまいりました。そういったことで、そういった人たちとの連携も図りながら、お互いに勉強し合っていければいいのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　今村長が触れられましたけれども、やはり失敗した原因を確認して、これから一番大事なのがこの失敗を糧に改善すべきところは改善して次に生かそうという行動を取る必要があると思います。今村長がおっしゃっていましたけれども、そういう失敗を糧に、そしていろいろな、私も岩手県の金ヶ崎町と友好交流都市協定を結んでおりますので、そこの農家、金ヶ崎の特産品はアスパラですから、そのアスパラガスを栽培している農家と大衡の農家が一緒になってあちらに行って現場の畑で教えを乞う、アスパラ祭りに行くんじゃなくて、そういうのではなくて、本当に現場に行って教えを乞う、そして金ヶ崎の農家に来てもらって、そして大衡の現場を見てもらう、そして問題点を指摘してもらって栽培をしていくと、そういう交流が非常に大事だと思うんです。もちろん双方の農家の夜の懇談会、懇親会はぜひしてほしいと思いますし、そういうことで勉強する機会、そして今の現在大衡村の農家、アスパラを栽培されていた農家さんというのは、そういう成功されている、大衡村でも成功されている方いらっしゃいますよね、何軒か、そういう方々との横の交流ってあったのかどうか、そういう研究会みたいな組織をつくるとかというのは、やはり行政としてそこら辺のことも必要だったのではないかと思うんですけども、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　でありますから、議員のおっしゃることはよく分かります。実証、村として解せずしてお願いして農家に、実証をまずもってお願いして2年、今年で3年目になるかという感じです。その間に、去年あたりに枯れてしまった、全部ではないんですけども、飛び飛びに枯れてしまったことがあるわけあります。その実証でありますから、まだ本格的な栽培云々ということではなくて、本当に実証であります。そういうことをいろいろ試行錯誤しながら、どういうふうにしたらうまくいくのかということを実証するわけありましたけれども、議員の今言われたように、金ヶ崎町とは

友好協定しております。そういった関係上、金ヶ崎もアスパラの町として、今工業とアスパラと、アスパラだけではないんですが、やっていますけれども、それと似たような大衡の環境がつくれればということでのアスパラということだったなんあります。しかしそういったことで今現在アスパラ、一休みというのもちょっと変ですが、ちょっと停滞しているということあります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 村長は前のヤマユリのときの質問のときに、役場職員に農業について精通している人材が少ない、また、いても人事異動によって農林畠から外れてしまうこともあると言っております。そしてそれはJAにおいても全く同じことが起きております。したがって、今まで親身になって相談にのってもらっていた相談員が異動によって全く違う人になる、今回も結婚されたことによって退職して新しい方が来たけれどもその人と意思疎通がうまくいかなかったというような案件は、これまでもこれからもあると思います。であるならば、以前大衡村で新エネルギー・ビジョンを策定するときに専門的な知識と技術を持った人材を臨時採用しておりました。そのようなこと、アスパラに限らずこれから考えようとしている特産品を育てようと思うのであれば、そういう人材を招聘するとかという考え方を持ってはいないのかどうか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その話は後でお答えしますけれども、まずもってアスパラガスの栽培、本当に今一休みというのはおかしいんですが、ちょっと停滞しているということを先ほど申し上げました。村としては生産されている方への聞き取りや現地確認を行いながら議員もおっしゃいましたけれども、生産者からは露地は病気にかかりやすいが施設のほうは安定して取れているとのご意見もいただいておりますので、現在JAや農業改良普及センターへも栽培状況は栽培方法について相談を行っております。重ねております。改良普及センターからは特に重点的に情報提供や営農指導の協力を得ることにしておる

ところであります。決して頓挫したと、頓挫して放置しているというわけではございませんので、頓挫したわけでもくじけたわけでもありませんが、これまでのいただいたアイデアや新聞にも掲載されましたマコモダケについても現在検討している最中でもございます。特産品のみならず何かを生み出すには時間や経費がかかり、時には失敗もあると思いますが、今後も本村の農業振興に注力していく所存であります。

そして、2点目の、先ほども申し上げましたけれども、稲作農家への支援ないのかということですが、令和2年産については宮城県全体及び本村を含む宮城県中部において作況指数102のやや良、一等米比率も大衡村においては95.47と県内でも高い数字になっておりますけれども、JA新みやぎの概算金では、ひとめぼれで前年度対比、先ほども申し上げました5.43%減の1万2,200円、700円の減となっております。そういうことで、そういったところに交付金等々がどうなのかということですが、先ほども申し上げました、26年度の場合と比較してそういう状況にはないのではないかということになりますけれども、さらにはそうは言っても、周辺市町の動向を、状況も見ながらほかでもやるんだやるんだというのであれば、大衡としても黙っているわけにもいかないというようなことは思っているところでもございます。平成30年産米から生産調整が廃止されたことから各農家には作付面積を提示させていただいており、既に新聞報道等でご承知のことと思いますが、3年産の本村における生産の目安として、3,277トン、面積換算にしますと624ヘクタールが作付の目安ということで、農業再生協議会から示されております。今年産と比較しますと数量で78トン、面積換算で19ヘクタールの減となります。今年産においても大衡村は県から示された生産の目安を大幅に下回る作付実績となっております。現在のところ村としては大きな影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、米の消費量は年間10万トンずつ減少し、さらに政府備蓄米の民間在庫量も適正数量と呼ばれている200万トンを超える見込みとなっているために、JAグループからも国に対し要望書を提出することと聞いておりますので、今後の状況についてはJA、県、農政局と綿密な、緊密な連携を取りながら今後の施策に反映させていただきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君）　　村長、一問一答でございますので、議事進行にご協力を願い申し上げたいというふうに思いますし、ただいま高橋浩之議員から質問された内容についての答弁がございません。役場庁内に生産技術を担当するような専門のスタッフを置く考えは

ないかというご質問でございます。

村長（萩原達雄君） 大変失礼しました。そういった新エネルギー・ビジョンの際にはそういった方も嘱託ということでおられましたけれども、そういったことが農業振興に関してのエキスパート、そういった人を招聘して、そしてそういったことを専門にやっていただぐ職員がいれば一番本当はいいわけですけれども、今の現状ではそういった状況をつくるためには非常に議会の皆さんからの同意ももちろん必要でありますし、いろいろな意味でちょっとしたハードルがあるのかなというふうに思っております。ただ、そういったこともやっぱり視野に入れながら検討してまいる余地はあろうかと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 私の通告書の答弁を今いただいたような格好で、発言時間をもう少し伸ばしていただきたいなど、リセットしていただきたいなという考えもちょっとあります。何回も言いますけれども、1回や2回の失敗にくじけない農業振興と、失敗は成功の母とも言いますけれども、チャツネや甘酒の失敗に学ばずアスパラも同じような形で戻すぼみになってしまふのであれば、これからも大衡村の特産品というのが生まれるのは難しいのではないかとちょっと不安になってしまいます。ちなみに村長、「ささ王」決定戦って、ちょっと話は全然別ですけれども、「ささ王」決定戦ということを聞いたことございますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 「ささ王」決定戦は、確か宮城県農業試験場古川分場を会場として、ササニシキ、そしてささ結を対象とした生産者の米の品質を評価する、そしてそこで一番になった人がささ王になるということでありまして、今般大崎市の人人がささ王でしたか、そして準ささ王というか、銀ささに本村の早坂伸二氏が入賞されたということは承知しておりますところであります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今村長がおっしゃったとおり、ササニシキが、今言った大崎市が主催で今年で4回目になるササニシキ、ささ結に特化した食味コンクールということであります。今村長も答弁されたように、銀ささ賞に大衡村の方が入賞されました。ささ王1名、金ささ賞が2名、そして7名の銀ささ賞という形で、約10名の方が今回入賞されたということでございます。この方はご存じということでございますけれども、独自の無農薬

栽培方法で知られて、周辺の雑音に惑わされず継続は力なりを実践されて入賞されたのではないかと私は思います。村長も28年度からアスパラガス栽培を推奨されておりま
から、継続は力なりを実践していただきたいと改めて思うところあります。

次に、米のほうで、国はコロナ対策として持続化給付金制度を立ち上げました。感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えし、再起の糧としていただきため中小法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に支援するというもので、その対象者は1か月の売上げが前年同月比で50%減少している事業者となっております。この施策に多くの米生産農家が申請をしているとマスコミ報道にもありました。同時に、コメントとして良心的な人は申請せず、不公平が生じている、法の穴、制度の網をくぐれるのはおかしいという談話も同時に掲載されておりました。誰が言ったか分かりますよね。その後、確認作業の厳格化や違法時の返還金に違約金が加算されることになったため、申請を取り下げる相談が相次いでいると、米農家から取り下げるということも後日談としてニュースになっておりました。たとえそういうことがあっても、それだけ米農家というのは逼迫していると私は考えるんですけども、その辺の考えを改めてお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　米農家が逼迫しているというのはどうなのか、私としてはあまり素直にはそうですねとは言えない状況であります。米農家に限らず皆さんそれなりに逼迫しているといえば逼迫しているのではないかというふうに思います。米農家が、今言った持続化給付金、それを申請したということであります。そして100万円、200万円とその規模によってあるんだろうけれども、申請してもらっていると。ではもらわない人はどうなんだと、申請しない人は。申請した人はもらう、申請しない人はもらわない。その申請の基準があるわけです。前年の総収入を12で割る、12で割って月何ぼと出ますね、12で割ったら。そして今年の5月、6月、3月でも何でもいいんですが、そいつと比べてどうなんですかとなった場合に、去年例えれば1,200万円で米を売りましたと、売ったのは10月ですから、それを12で割ると100万円です1か月。1か月100万円ですと、去年は1か月100万円だったんだということを、去年の間は。そして今、今年は5月、6月とつてゼロなんだと。だから下さいと、こういう申請の仕方なんです。それっておかしいんじゃないのということを私は言ったんです。おかしくないですか。ですから私はそれを、良心的に全然申請しない農家はどうなるのと、どうせやるんだったら農家にみんなにや

ったらしいんじゃないという意図があったんです、私は。そういうことで申し上げた次第であります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　私も全く村長と同じ考え方でございます。それやったらやっぱり米農家に支援しても、独自の施策としてやってもいいんではないかという考え方も今思ったところでございます。そのための今回はその意図もあって、考え方もあって質問したところであります。確かに下落幅は700円です、今回は。ただ、将来的に考えると令和3年度以降の作付可能面積は間違いなく減少していくと思います。今そして、令和2年度の作付実績は約41%ぐらいの転作、簡単に言うと昔でいう転作ですね、減反が41%ぐらいですけれども、大衡村。さらに3%、新聞報道ですと平均3.3%、令和3年度増える。さらにJA新みやぎからの要望書を見ますとさらに増えていくと、これは間違いなく増えていくと思います。そういう状況の中で、大衡村の農家、何に意欲を持って米作りをしていったほうがいいのか。そういう意欲、意識の問題だと私は考えています。確かに転作、ほかのもの、ソバなり大豆なり、ほかのものを作つて、アスパラでも何でもいいです、特産品として作ろうとしたって、なかなか大衡村の圃場、粘土度が強いところとか山間部、高冷地、そういういろいろな諸条件によって条件が悪い中でそういうものをつくる、転作する条件が厳しい中で米しか本当は作れないような場所もいっぱいあるんです。それでも転作してごたごたしたところで大豆を作つたりしてものにはならないと。そういう悪条件の中でやっているのですから、せめて農家に対する、ほかのものに対して支援しますよね、畑作、あるいはほかのものに対する、畜産にしても支援策、今回しましたよね。そういうことを含めると、水稻作付農家に対する、直接の支援がないんですから、そういう意欲を持たせてくれる、希望を持たせてくれるような施策が私は必要だと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　時間もないですから端的に申し上げます、畜産農家、あるいは花卉野菜農家については、コロナによって需要が激減していると。花なんかは特にイベントがなかつたりしているものですから、ということで需要が低迷していると。というコロナ対策のために給付金、それをやりました。野菜にしてもそうなんです。では米はなんでないのやと、こういう話ですが、米がコロナの影響でコメの需要が激減したという実態が私にはあまり理解できない。なぜかと言うと、外食産業は確かに、外食産業は誰も

行かなくなつて落ちたかもしれないけれども、その行かない人はじやあ何を食べているのと。多分家で米を食べているか何かしているんだと思います。ですから、外食産業に行かなくなつたって米は食べているんではないのかなと。でありますから、そこでコロナのせいでそうなつたという結論には行かないのではないかということで。これは、私、大衡だけではありません、ほかでもそういった論理で多分米に対する支援はないというふうに私は承知しておりますけれども、ということです。よろしく。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　村長の考え方も分からぬわけではないし、私もそこら辺は理解できます。ただ、ほかのものに対する、畑作、畜産関係にはコロナの影響があったという論理で補助、支援をしているのに対して、米だってやはり幾らかでも支援、たとえ自宅でご飯を、米を食べていたとしてもやはり外食産業のそういう減少によって米が余ったという理屈で売渡値格が下がったという新聞報道である以上、やはり影響はあると私は思います。あと、11月26日の河北新報で米転作支援に追加交付ということで、農林水産省は各県とか何かが支援する金額、新たに支援策を講じたら同額を国も補助しますと、結局各自治体、県、都道府県でもだと思いますけれども、そういうところが転作支援に補助金、交付金なりを手当するのであれば同額を国も、農林水産省も支援しますと。結局転作に対してはいろいろ支援をしてくれるという見込みではありますけれども、私が聞きたいのは、水稻作付している小さい農家、そういう農家の支援のための5反分やそこら辺しか作っていない農家というのはほとんど転作していないところが多いんです、やはり。だからそういうのが免除されているところもありますけれども、そういう方々にもこんなのは作っていられないと言って耕作放棄になつたら大衡村農業、終わりだと思います。衰退じゃなくともう滅亡といったら極端かもしれませんけれども、そういう方々のための支援策というか、村独自の支援も幾らか、何かの支援があってしかるべきでないかと私は思うんですけども、村長の、最後に通告にも出していましたけれども、村長からご答弁いただけませんでしたけれども、村長の考える具体的な農業振興策というのをぜひお伺いしながら質問を終わりたいと思います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　農業問題の件でありますけれども、本當になかなか難しいものがあるというふうに思います。これは何も私だけの問題ではなくて、これまで大衡村としてそういう立場、答弁があったように私も記憶しております。本当に大変な状況であ

ることは、議員の心配なされるとおりであります。小さい農家とか何とかという話が出てまいりましたけれども、その米に対する支援、そういったものが農水省等々の方針もありますけれども、あるいは他町村、他市町村なんかの全国的な問題として、そういう支 援の波が広がってくれば当然大衡村としてもそれに呼応していかなければならぬのであります。農水省関係では、要するに米が過剰基調であるということから米以外の、米というか主食、言い方がちょっとあれですが、主食以外の、米を作るにしても主食じゃない米、そういうものの生産を奨励して、作業の手順は皆同じでありますから、田んぼ、主食を作るのも、主食以外の飼料用米とかそういうものを作るのも工程は同じでありますから、そういうことで、主食用米以外の飼料用米とかそういうものに対して、主食用米を作ったときと同じような収入、あるいはそれ以上になるような収入の設定をしているところであります。なので、そういうことで支援をしてもらっている、あるいはそういう支援があるのではないかと、こういうふうに思っております。村独自としても何らかのご支援ができればそれにこしたことはないわけでありますから、それは財政支出も伴うわけでありまして、なかなか一朝一夕にはちょっとどうなのかというふうには思いますけれども、検討する価値はあるのだろうと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（細川運一君） 通告順7番、文屋裕男君。発言願います。

7番（文屋裕男君） 通告順7番、文屋裕男です。今日午後からかと思っていましたけれども、ちょっと早めに終わったので午前中に回ってまいりました。

私は、1件目、ため池の防災は万全か、2件目、株式会社万葉まちづくりセンターの社長の報酬は適正か、との題で質問いたします。

まず1件目、大森地区にある樋の口堤1号の余水吐は、他のため池と比較して小さいのではないか。異常気象の中で度々起きる豪雨に耐えられるか伺います。樋の口堤1号の余水吐は数年前までは上部で3.5メートル、下部で1.8メートルの土側溝でできていましたが、一昨年、直径1メートルのコルゲート管を入れて、周りは土のうと土で固め、反対側に車で渡れるようにしました。つまり、余水吐は1メートルのコルゲート管だけしか機能しないこととなります。樋の口堤1号の貯水量は5万5,000トン、集水域は22万平メートル、22町歩です。果たしてこれに降った雨が豪雨となって降った場合に、その豪雨に耐えられるか心配であります。大衡村議会王城寺原演習場対策特別委員会で11月13日に

金堰1号ため池を現地調査しました。金堰1号ため池は、貯水量は6万1,000トン、集水面積は13町7反分です。樋の口堤1号より有効貯水量は少し多く、集水面積は小さいため池です。しかし、余水吐は水槽式で毎秒最大6トンと、樋の口堤1号と比較すると何倍もの差があると聞いています。果たして異常気象の中でこの樋の口堤1号が耐えられるのか心配なので、村としての考え方を伺います。

2件目、株式会社万葉まちづくりセンターの社長の報酬は適正かと題して質問いたします。

9月の決算議会において、万葉まちづくりセンターの社長が月6万円の報酬を受け取っていたと議会広報に掲載されました。それを見た住民からいろいろなことが私に寄せられております。齋藤副村長は議員時代あれほど批判的な質問をしていたから、報酬を受け取るとはとんでもないとの声が数多く寄せられています。齋藤副村長は、議員時代に万葉まちづくりセンターの改革について7回一般質問をしています。例えば、大衡村長は万葉まちづくりセンターを私物化している、第3セクターを村は指導しなければならない、村以外の株主を取締りに入れるべきである。村長はまちづくりセンターの社長を辞めて村長職に専念すべきであるなど、数を上げればきりがないぐらい改革を迫っています。

齋藤副村長は社長になって議員からそのことについて質問されると、私の勉強不足でしたと答えたが、私は疑問を持ちますし、納得がいきません。あれだけ執拗に改革を迫るということは確信を持っているからではないかと思われるからであります。特に、役員に民間の出資者が入らなければ、第3セクターを組織する意味がない、また、民間の出資者が役員に入らなければ民間のノウハウは生かせないなど、民間の出資者から役員がいないのはおかしいので入れるべきであると何度も何度も繰り返し繰り返し迫っています。勉強不足でこのようにしつこくしつこく迫ることができるでしょうか。疑問です。

報酬について、私は前村長に聞いてきました。前村長は、万葉まちづくりセンターの社長は充て職ですので、社長としての報酬は幾ら違法ではないにせよ二重報酬になるし、村長職の時間内で社長職をするのだから受け取るべきではないとの理由で受け取っていませんというお話をしました。また、当時副村長が充て職で社長になったときに、これまでの経緯を話して報酬を受け取らないようにしたとのことでした。この理由から、充て職での社長であるならば月6万円の報酬は受け取るべきではないと思うが、村長の考え方を伺います。ちょっと付け加えますが、前副村長、元副村長にもこのことは聞いておりま

して、お二人ともいただいている返事でございました。

以上、私からの質問です。

議長（細川運一君）　　村長答弁願います。

村長（萩原達雄君）　　文屋裕男議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まずその1のため池の防災は安全かということですが、樋の口堤1号につきましては、堤防の高さが11.3メートル、堤防の長さが118メートル、総貯水量5万5,000立方メートルです。議員も先ほどおっしゃいました。その農業用ため池となっております。また、余水吐は当初土側溝となっておりましたが、管理上の観点から地元保全会において、地元保全会です、において1,000ミリ、直径1メートルのコルゲートパイプが敷設されております。余水吐が小さいのではないかとのご質問ですが、もともとの余水吐部分の断面積とコルゲートパイプの断面積が数値上コルゲートパイプのほうが若干大きくなるという、そういう数値上出ているということでありまして、面積上は確保され、排水されることになりますので、水利計算上は問題ないものと認識をしております。

また、当ため池は宮城県知事が指定する防災重点ため池に指定されていることから、これまで宮城県発注により地質調査と施設状況調査が実施されており、調査結果として施設自体は老朽化しているものの、現状としては修繕を図りながら保全していくべき問題ないとの結果となっております。しかしながら、近年の豪雨災害等を考えますと不安な気持ちになることも理解できますので、防災重点ため池として知事指定されている本ため池を含む他のため池についても村民の安全安心のため、宮城県に対し整備、修繕等について働きかけていきたいと考えております。

次に、2件目の万葉まちづくりセンターの社長の報酬は適正かとのご質問にお答えいたします。この内容につきましては、第3回定例会の総括質疑において遠藤昌一議員へ答弁している内容と同様のものでありますことをご承知いただきたいと思います。副村長がまちづくりセンターの社長であることは、以前にも当時の副村長が代表取締役に就任しており、現副村長も株式総会で取締役に選任され、当日の取締役会において代表取締役に就任しております。地方公共団体の長等が第3セクターの役員等に就任することのメリットとして、本来地方公共団体が直接行うことも考えられる事業を代行して行うような分身的役割を果たすことから、第3セクターの経営に地方公共団体の意見を反映させるために長等が役員として就任することは極めて有益であり、第3セクターに対す

る信頼を高めることにもなります。また、報酬を得ている件につきましても、法的には何ら抵触するものでもなく、もちろん個人の所得として、毎年まちづくりセンターからの報酬も含め申告を行い納税しているものであり、問題ないものというふうに考えております。この報酬額も、代表取締役としての職責や業務内容から法外なものではなく、不適正なものではないと私は判断しているところであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） まず、樋の口堤1号の件について少し詳しくお聞きしたいと思います。

どのようにして計算されたのか、ちょっと私も分かりませんが、ここに撮った写真、村長のところにも話、私入れたと思うんですが、説明するのが大変ですからお上げになつてくださいとこの写真をお上げしたと思うんですけれども、この写真を見る限りコルゲート管のほうが面積が多いというのは私ちょっと、これを見ただけでは、誰に見てもらつてもいいんですけども、今まであった余水吐の中に1メートルのコルゲート管を入れて、周りをびっしり固めたんです。ですから、このコルゲート管1つだけなんです。余水吐は。これ、なかつたらここもここも通るわけなんです、水が。それなのになぜこのコルゲート管の面積が大きいのか。どのようにして計算したのか分からんんですけども、私計算してみたらなんと6.6平米、この土側溝のほうが多いんです。私の計算が間違いかどうか分かりませんけれども、どうなんでしょう。まずもってそれをお聞きしたいんですけども。

議長（細川運一君） 始めに村長。

村長（萩原達雄君） 実は、昨日、おとといでしたか、いやいや、おとといだったと思います。

私が見に行ったのです。見に行ったのがおとといです。樋の口堤1号ため池というものはどうなため池かなと。申し訳ないんですが、初めて参りました。なかなか風光明媚な本当にいい、水面も穏やかでしたから、風もあまりないときでしたから、非常にすばらしいところがありました。ここを、余談になりますけれども、ここを牛野ダムなんかよりももっと、いや、本当本当、本当にあそこを整備してあれしたら牛野ダムにもいっぱい来るけれども、それと匹敵するぐらいのすばらしいところだと、私そういうふうに思いましたということです。そうするということではございませんので。というようなところにあります。私初めて行きました。その問題になって今質問されているコルゲート管も見ました。確かに今までこういうふうに開削されていたところに丸い1メートルの管を入れたんですから、この横のほうは塞がっているわけです。ですから、それが前よ

りも大きいという、その感触は私自身も持てなかつたのは事実であります。しかし、そういう計算で私が測つたわけではありませんので、別に責任逃れするわけじやありません、私が測つたわけでもないし、私もおととい初めて見てなるほどというふうに見たわけでありますから、どういう計算すればこうなるのやと言われましても、私も分かりません。ということです。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。この計算、あくまで村長答弁させていただきましたとおり、数値上ということでありますのでご了解をあらかじめいただきたいと思います。コルゲートパイプの1,000ミリにつきましては、断面積が0.785という数値で、製品の数値でございます。それに対しまして、この写真で見せていただきました余水吐の関係ですけれども、通常の台形の面積の上底、下底という高さ割る2というやつなんですが、それで断面積0.75ですので、0.75と0.785ですので、あくまで申し上げたとおり数値上ではということでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） お昼までちょっとあと5分ぐらいしかないんですけども。この樋の口堤1号の本当に危険な状態であるというのをちょっと写真を見せながらお話ししたいとおもいますけれども。貯水量は5万5,000トン、集水面積は22万平米、22町歩。金堰1号ため池とやや同じぐらいの大きさといいますか。では、樋の口に3号というのがあるんです。この3号は、貯水量が4,400トンなんです。余水吐は今コンクリートで作っていますから、大体想像できると思うんですけども、これです。こういうやつです。できているのは。余水吐は幅が6メートル、このくぼんでいる高さが50センチ、全体の長さが大体10メートルぐらいあります。堤体の高さ、水面から満水時の水面から測つてみると大体1メートル45、それからもう1つ、あらたという会社があるんですけども、あの近くにある甚助松という、ちょっと珍しい名前なんですけれども、甚助松という堤があるんですけども、そこの貯水量は3,600トン、余水吐は幅が5メートル、高さが40センチ、全体で11メートル、堤体までの高さが満水の水面から1メートル60あると。これと比べてみると、たった1メートルのコルゲート管1つというのは本当に10倍以上も貯水量があるわけです、5万5,000トンというと。本当にこれでこの豪雨のときに全部吐き出すことができるのかというふうに地元の人たちは心配をしているわけなんですけれども、その辺村長としてどのように考えるかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 心配といえば心配ではあろうかと。先ほども申し上げましたとおり、大規模災害、今頻発しております。そういうた豪雨災害等を考えますと、大変不安な気持ちになることは当然理解できるわけでありますから、ただ、これは県で指定している防災重点ため池という位置づけになっておりまして、そういうことを踏まえて検討にも県、あるいは関係機関にも働きかけを行って、そして整備やら改修等、そういうものができるかどうか分かりませんけれども、そういうことになってもらいたいということを要望していくことが今後は肝要かと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 横の口堤1号の質問を続けていきたいと思います。

昨年の台風19号では、村内では至るところで被害があったわけでございます。横の口堤1号はなんとか被害を免れましたが、水利組合の役員が心配で現状を見に行つたそうでございます。そのことをお話ししたいと思いますが。村長も行ったから分かると思うんですけども、こちらの余水吐まで行かないで、反対側のこちら側に立つただけでもうそこにいるのが怖くなつたそうです。それはどういうことかといいますと、もう既に溜まつた水は堤体から30センチぐらいまで迫つてゐたというんです。これだけ溜まつた水を見るのは初めてだということで、背筋が寒くなつてすぐ引き返して帰つてきたそうでございます。あと50ミリ多く降つたならば、完全にこれは決壊しただらうというふうな話を聞いていました。もし、横の口堤1号のため池が決壊したらどうなるか、ここにハザードマップあります。これは県のほうで作ったやつだそうですが、このハザードマップを見ますと大したことがないんです。見ると。なぜかと言うと、これは5万5,000トンの水だけを見たハザードマップなんです。ですから、これは本当に信用にならないやつ。このハザードマップは。あの横の口堤1号が決壊するということは、それだけの水が大森全体に降つてゐるわけです。小さな沢から大きな沢、もう屋根の上に降つ

た水から何から全部集まつてくるわけです、ここの田んぼのところに。そこにこの5万5,000トン、いや、7万トン以上になると思います、これを超えた場合は。その水が一気にここに押し寄せてくるわけです。そうしますと、多分村道も越えるんじやないかと想像しています、部落の人たちは。村道の近くの近い家は床上浸水、あるいは床下浸水とかそういう被害があるだらうと予想していますし、1軒だけ確実に水没するうちもあります。そういう本当に危険なこの樋の口堤1号のため池なんです。先ほど答弁で、このコルゲート管のほうが水の流れが多いというご説明でございましたけれども、あの台風19号のあの状態を見たときに、これは本当にあのままでは危険ではないかと。もっともっと広い余水吐を作らなきやならないんじやないかと、私はそう思うんですけれども、村長の考えを伺いたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今議員のおっしゃったとおりであります、それが全部一気に決壊して流れたらそういうふうにもちろんなるんではないかと私も思います。しかし、堤体の上から下まで一気に全部底まで抜けるような災害というものは、そうそうは考えにくいのありますけれども、それはそれとして、確かにそのように危険な場合が想定される、これは容易にイメージとして浮かんでくるわけであります。一方、このコルゲート管の埋設、敷設、これにつきましては地元の農地保全会が自主的に施工したと、こういうふうに伺っているところでもございます。そんな中で県等々に、関係機関にそういった危険性を当然提示しながら今後検討していかなければならない問題だということは、先ほどの答弁の中でも申し上げているとおりであります。そのとおりでありますから、その保全会の皆さんともお話しをしながら、その状況も伺いながら、そういったことにつながつていければと、こんなふうに思つてゐるところであります。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　　今から約17年ぐらい前でしたか、県の土木事務所かと思われますけれども、ため池の調査に来られました。先ほど答弁の中で出てきたように、この堤は防災ため池に指定されているものですから、県のほうでどういったものかということで調査に来たわけです。当時私はちょうど水利組合の役員をしていていまして、役場のほうから連絡がありまして、誰か1人同行してくれないかと言われまして、一番暇な私が同行したわけなんですけれども、県の調査官、一番最初に目についたのが堤体の一番下なんです。水が少しにじんで出てきているんです。そして、ちょっとと首をかしげながら今度

は余水吐のほうに行ったわけなんですけれども、その余水吐、我々の先輩たちは少しでも多く水をためたいということで、その余水吐に土のうを積むんです。ところが土のうですから、少し強い雨が来て多く余水吐のところを流れると、それは流されるんです。毎年それを繰り返すんです。流されたのを。ところが、たまたま流れないで残っていたのがあったんです、そこに、ちょうど見たときに。一番端っこのはうだったんですけれども、それが、土のうを積んだという跡がしっかりと分かるんです、見ただけで。それでその調査官から、これは何ですかと聞かれたんです、私。実はこういうわけでやったと思いませんと私が答えましたら、これでは堤体に非常に負担がかかります、こういうことは絶対にしないでくださいとそこできつく言われたんです。

水の流れる量はコルゲート管が多いというそういう考え方だとは思うんですけども、私は違うと思うんです。このコルゲート管が一番邪魔しているのかなと思っています。この台風19号のときは、水利組合の役員の方々は、危ない危ないと何回見に行ったか分からないんです。そして、取水口、2つ開けておいたんです。それでも見たときに30センチまで水が迫られたんです。それ以上なったかもしれないんです、帰ってきてから。ですから、本当に危ないということを認識してもらって、これは喫緊の課題だと思うんです。いつ来るか分からぬですから、異常気象の豪雨は。もう冬だから来ないだろうという安心感は今はいよいよ状態なんですね。そういう本当に切羽詰まったものに私は感じます。ですから、それは村長は県のほうにこれはお話ししますと言いますけれども、これはお話ししますだけじゃなくて、お話ししてください、すぐ。すぐです。これは喫緊です。本当にそれの課題ですので、もし県のほうで見て、大丈夫ですというのなら大丈夫でしょうから、とにかく見ていただきて対策を練っていただきたい。そして、できればもっと広い余水吐をあそこにコンクリートで作ってくださいよ、丈夫なやつを。そうすれば、大森の人たちも、住民も安心していられるのかなというふうに思いますので、その辺のご答弁、もしありましたらお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね、議員おっしゃるとおり、議員も下流の中に位置しているところにお住まいですから、その危険性についての不安感、それはもちろん大変なものがあるんだろうというふうに推察をするわけであります。県にそういった実状を説明しながら、早急に対応してまいりたいと思いますが、さらにこれを設置した保全会の皆さんもおられるわけでありますから、その方々にもお話しをして、せっかく保全会

の方々もあそこにああいったものを設置したということは、それなりに考えてのことだったんだろうというふうに思いますので、むげにそれを重機を持っていって取っ払ってというわけにもいきませんので、その保全会の人たちともお話しをしながら、最善策を講じてまいられればいいなと。議員が今早速県のほうに進達してくれというお話もありました。それを十分に踏まえて行動してまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これはお答えしなくてもいいんですけれども、ここにコルゲート管を入れたというのは、向こう側に渡りたかったんです。なぜ向こう側に、コルゲート管を入れないとそこは土側溝になっていますから渡っていくのが大変なんです。ですから、渡っていくのを楽にするようにこのコルゲート管を入れたんです。保全会が。車がそっちまで入ることができます。なぜかと言うと、1号堤の上に2号堤というのがあるのが分かりますよね。その2号堤まで行かなきやらならないんです、私たち。保全するのに。保全会の人たちは2号堤まで行かなければいけないです。ですから、向こう側に渡れるぐらいのものがあればいいということで、ああいうふうに作ってくれたんだと思うんです。ですから、私は、あれはただ取っ払ってそのままというのではなくて、そこに別の余水吐を作って、そしてそこに橋を架けてもらえば、保全会の人は何も言わないと思うんです。そういうことも念頭に入れて、県のほうに行ってお話ししていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目に入りたいと思います。

まちづくりセンターの社長の報酬の件についてお話ししたいと思います。

株主総会というのがあるわけですけれども、その株主総会に村長は出席しているんですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ご案内ありまして、出席しております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 日時とか場所というのは覚えてますでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今年はどこだったか、ちょっと今私も。村長になってから毎年、当然株主ですから、出席をしております。今までの場所は、例えばの話、今だと吉岡のある、名前を言ってもいいんですけれども、ある料理屋さんと言ったほうがいいですか、固有

名詞は控えさせていただきたいと思います。そういうところでやっております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） よく分からんんですけども、株主総会で決定されるということはいろいろなことがあると思うんですけども、例えばどんなものがあるんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 株主総会で決定されるといいますか、議題になるものというのは、例えば現年度の収支決算、来年度の事業計画なり予算、そういうことあります。そして、役員改選の年になっていれば役員改選の件。役員は原則、定款では4年となっておりますので、毎年ではありませんけれども、役員改選の議題は。ということで、普通の団体の総会と同じような形で進行しているというふうに理解していただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 普通は大体そういうものが出てくるわけですが、何か今までないような提案というのはなかったんでしょうか。例えば、今お話ししたというのは通常の株主総会でも出てくるものなんでしょうかけれども、今までこれ以外にまた別のものというものが今回は出なかつたんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今までと変わったような議題ですか。私の認識の範囲ではないような気がします。今その資料を持ち合わせていないので、何とも言えませんけれども。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これちょっと小耳に挟んだわけなんんですけども、役員の報酬の件についてという題は、あるいは役員以外にも報酬をもらっている人がいると思うんですけども、そういう方の金額の決定をした法案ですか、そういうものはなかったんでしょうか。覚えていませんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それは別に今年特別出たとか何とかじゃなくて、毎回そのことは定款の確認の意味でも出ております。例えば、取締役の報酬は幾ら、以内です。ですから、一人一人の額できません。あと監査役の報酬の限度額、限度額ですから。限度額は毎回確認をするための議題として出て、議題といいますか予算等々の絡みで出できます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私の小耳に挟んだところでは、今回初めて出てきたという話だったです。

今までそういうのを見たことがないんだけれども、今回初めて出てきたというんだから、だから何かありませんかと聞いたわけなんですけれども、村長、そういうふうに言うもんですからそれ以上のこと私は聞きませんけれども。

村長は、今までのまちづくりセンターの社長が現職の時代、報酬をもらっていたかどうかということは知っていましたか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私ですか、村長が。村長はもらっていない。副村長。副村長がこれまで報酬を得ていたかというお話ですか。現職時代ですか。現職時代に副村長が。答弁書にもあるとおり、なかったんではないかと、なかったと思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今回急にこの6万円出すと言ったのは、誰が出するようになされたんでしょうか。現職なのに。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それは、ですから、社長に幾らとか何とかじやなくて、取締役の全体としての限度額、例えば報酬が何十万円とか幾らというのでは出てきますけれども、個々、個人個人としては誰それが何ぼ、誰それが何ぼという、そういうような案件は全くありません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私の最初のところにも出てきたんですけども、この社長というのが充て職ですよね、確か。充て職の社長がやっぱり同じ税金ですから、同じところですから、ほかの民間の吉岡とかあっちのほうにある会社の社長で報酬をもらっているというのだったら私は何も言いませんけれども、この役場、同じこの大衡村で立ち上げた第3センターの社長ですから、そこからはこうやって報酬をもらうというのはやっぱりなじまないのかなというふうに私は思うんですけども。そういう声が住民から多いんです。なじまないよという声が。だから副村長は9月の決算の答弁では6万円もらっていますと、それは油代だというお話しをされました。計算してみると、私もまちづくりセンターの事務所からこの役場までどれぐらいあるのかと思って、車で計ったんですから正確なところではないと思いますけれども、3.7キロぐらいでした。往復で7キロちょっとあるわけなんですけれども、週3回行っていると、それが本当かうそかわかりませんけれど

も、本人はそう言います。週3回行っていると。すると、計算してみると1回5,000円なんです、油賃が。ちょっと私が計算してみると。1回5,000円なんです。あそこまで7キロ走って。これはちょっと余談になるかもしれないんですけども、私は今実施隊に入っています。すると年に2回予察といいまして、カラスとカモの予察を村から依頼されます。朝5時から予察が始まります。夕方4時から5時までやります。朝食で1時間、お昼1時間、抜いても9時間から10時間ぐらい車が動いています。普通1日で走るのが70キロ。多い人で80キロぐらい走ります。車両借り上げ料で村からいただいている。車を借りたということで。幾らかというと3,000円です。10倍走って3,000円です。そういうような状況の中で、本当にこれが油代として本当にいいのか。私はあのときガソリン代だなんていうそういう答弁はないだろうと言いましたけれども、だけども本人はガソリン代だと、油代だというふうな答弁をなさったわけですね。ですから、今お聞きするんですけども、本当に実施隊なんかと比べて、それは殿様と家臣ぐらいの差だと思いますけれども、私たちなんか本当にへでも飛ぶようなふうなものだと思いますけれども、片や殿さまですから、それは多くもらうのは当たり前だと言う人もいるかもしれませんけれども、でもやっぱりこれではバランスが取れないんではないかというふうに思います。その辺のお考えお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　単純に6万円を12で割れば5,000円ぐらいですか、そうですね。週二、三回として4週ですからさんしの12、12回。単純にそれで割ればという意味です。しかしながらその万葉まちづくりセンターの社長という重大な職責を背負って、もちろん文屋議員がおっしゃるのは、では我々は職責背負っていないのかなんていう話、それとはまたちょっと切り離して考えていただきたいと思います。そういうたった責任ある職責を背負って決裁等々、あるいは事務所の管理等々、そういうたったものに出向くわけであります。なので、多いか少ないか、それは一口に判断ができるものではないのではないかと私は思っておりますが。しかし、過去には、ではまちづくりセンターの社長は副村長が今までずっと、最初は村長が兼務していました、でありますから地方自治法にはこういうふうに書いてあります。村長、首長が兼務している場合にもし会社から報酬をいただいた場合には、村長の、首長の報酬を減額しなさいと、するのが妥当であると。言外、しなさいではないけれども、するのが妥当であるというふうに地方自治法に書いてありました。今それを持っていませんけれども。そういうことで、ですから兼務する場合は、

私が兼務してもいいんです。そしてあっちから10万円なら10万円もらってもいいんです。だけど、村長の給料を10万円減額しなさいというようなことがありました。それは重々知っております。副村長だって同じです。副村長としての報酬はもらっているわけですから。そのほかに6万円ということなんです。それはこの間のお話の中で、6万円だったというのも私初めて知りましたけれども。実は、ですから、その株主総会の際にどういった話しをしたのかということだと思いますが、副村長に5万円ぐらいの報酬を支払ったらどうでしょうかという、こういう話はしました。それで私は当然5万円ぐらいもらっているのかなと思ったらば、この間の質問の中で6万円だったということあります。というのは、事務所のほうで私が言った5万円にこういうふうに茶碗すり切り1杯じゃなくてこう盛ってあげたんだね、ですから。そうだと思います、私は。そういう配慮をしてくれたんだと私は思います。それがいい、悪いじゃなくて、そういうことがあったということは全くの事実であります。それで、私が言いたいのは何かと言うと、ちょっと一問一答にならないけれども。

議長（細川運一君） どうぞ結構でございます。核心でございますので。

村長（萩原達雄君） いいですか。ということで、実は過去においてこういうことがございました。副村長たる人物がまちづくりセンターの社長、そして福祉協議会の会長の両方をやっていました。その方は。そして、さらには黒川地域の交通安全協会の会長もやっておられました。それで副村長ですから、長がつくのを4つやっていましたね、その人は。そういう時期がありました。その際に、報酬というものは一切受け取っていないかどうか、そういうことを私もある程度興味がありますので、調べてみました。調べたというほどのものではないんですけども、調査したところが、まちづくりセンターはやはり無報酬だったそうです。福祉協議会は大体決裁に来た度とかそういうものを勘案しての費用弁償、大体月に3万円ぐらいだったそうですけれども、費用弁償ですから出たり入ったりはします。大体3万円前後の費用弁償をお支払いしていたと、こういう話がありました。黒川安全協会については分かりません。もらっていたかどうかは、ただそういうこともやっていましたので、そういうことで私は費用弁償を仮にもらうのであれば営利目的としているまちづくりセンターのほうからいただいて、こっちは非営利の福祉を重点とした社会福祉協議会ですから、そこからの費用弁償なりなんなりというものはなくしたほうがいいんじゃないかということで、要するに両方からもらうのはやめたほうがいいんじゃないかということで、どちらからからもらう、今まででは社会福祉協議会

で費用弁償を出したんだけれども、社会福祉協議会は営利団体でも何でもないし、ですから、まちづくりセンターのほうから費用弁償というようなものをしてもらったらどうだろうという、そういういた気持ちで5万円ぐらいなら妥当かなということだったんです。そういうことを話しした経緯は確かにあります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 5万円がいつの間にか6万円になったという、それは職員が盛ったのではないかというお話なんですか、職員からはそういうことは一切出ていないというお話も私は聞いております。ですから、その1万円足して6万円になったというのは副村長自らが要求したのかというふうに捉えられても仕方がないというふうに私は思います。一番最初に遠藤議員の質問に対して、10万円から20万円もらっていたという話をしました。そうしましたら、遠藤議員は、いやそれは職を辞してからだという、そういうお話をしたんです。そうしたらそれに副村長は答えないんです。答えられませんと。そして、休憩に入ったんですけれども、休憩後にそれを繕うかのような答弁をなさっています。ちょっと読み上げますけれども、「まちづくりセンターの社長が10万なり20万なりを受け取っていたと聞いただけのことであって、それはいつの時代というのを確認していない」という答弁をしているんです。ですから私は、私はということは副村長は前の副村長お二人が現職の時代にもらっていないということは分からないと言ったんです。いつの時代か分からないから。じゃあ、今こうしてはっきりしたんですよね。前の村長、前の副村長も、そのまた前の副村長も現職時代はもらっていない、これは町づくりセンターの職員からのはっきり聞いています。こうなったときに、私はこの6万円辞退すべきだと私は思うんですけれども。私だったら辞退します。もし、全然分からなくて、なんだ10万円、20万円もらっているんだったら俺は6万円ぐらいいいだろうという気持ちでもらったとしたら、もし。だって聞くと何かそういうふうに聞こえてくるんです。この方の言っていることを聞けば。そうでしたら私は、もし私がその立場であつたらこれはお返ししますよ。これまでもらった分も私はお返ししますよ。村長からそんなこと、辞退するということ促してみてはどうですか。その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたけれども、費用弁償という性格の中でそういう金額が提示されたと私は理解しておりますので。ですから、前の副村長は社会福祉協議会からもらっていました。それじゃ福祉協議会は営利団体じゃないから、どっちから

かもらうのであれば（「高いほうじゃないのか」の声あり）いや、そういう意味じゃない。

議長（細川運一君） ご静粛に願います。

村長（萩原達雄君） そういう意味ではございません。福祉協議会よりもまちづくりセンターからもらったほうがいいんじゃないかということで、私がまちづくりセンターのほうに5万円ぐらい見てやつたらどうだと、私が言ったんです。ですから、私が言ったものを今までもらったものを返したほうがいいんじゃないかって私が言うつもりは全くありません。

議長（細川運一君） 質問時間を過ぎておりますけれども、副村長より発言が求められております。まちづくりセンターの社長としてではなくて、副村長としての立場でのご発言があれば、それを許したいというふうに思います。副村長。

副村長（齋藤一郎君） 副村長として、そしてまちづくりセンターの代表取締役として行っている関係で、自分の考えを皆さんにお話しさせていただきたいと思います。

まず、報酬、幾らもらっているのか、それからどれくらいの日数で役場から事務所に行って決裁しているのか、それから、役場から公用車で行っているのか、私用車で行っているのか、それら等についての前の方の役員の関係については私は聞いてはおりません。それについては皆私の個人的な考えで決めてございます。それから、ガソリン代6万円だと、9月の総括質問でございましたけれども、そのようにお答えはしておりますけれども。村長からまちづくりの役員にというお話があったときに、これは大変だとその段階で社会福祉協議会のほうもやっていましたので、これは大変だと思い、まちづくりセンターは私議員のときから第3セクターだという話をいろいろなところで申し上げてきましたけれども、第3セクターであるがゆえに、私は公用車は使えないということを自分で思っていましたので、その頭があった関係でそういうふうに公用車は使えないというふうに思っていましたし、そのことが頭に記憶してありましたので、9月の際には燃料代、ガソリン代だというふうに申し上げたところであります。まちづくりセンターは村から指定管理業務としていろいろ受けており、さらにはまちづくりセンター独自で民間企業の会社内の清掃、それから会社の敷地の除草作業、さらには冬期間の駐車場の除雪等いろいろ仕事を受注しており、従業員も80名前後の従業員を抱える会社でありますので、私の責任は重大だというふうに考えております。その9月の際、ガソリン代という答弁をいたしましたけれども、考えてみたらやっぱりそれは非常にそれは説

明不足でもっと広くお話をできればよかったですけれども、あのときはガソリン代とお答えをしまして、皆さんにご迷惑をおかけしたことはおわびをしたいと思います。弁解、いろいろ自分の気持ちを今お話をさせていただきましたけれども、村長が申し上げましたとおり、私は公用車が使えない、だから自分の車で事務所まで行かなければならない、いろいろな関係で自分の車で行かなければならない、そういう形があったものですから、そういうお話をガソリン代というふうに申し上げた経緯がございます。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

日程第3 大衡村選挙管理委員会員及び補充員の選挙について

議長（細川運一君） 日程第3、大衡村選挙管理委員会員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことになりました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

まず、初めに大衡村選挙管理委員会委員の指名を行います。

選挙管理委員には泉田 攻君、伊藤美枝子君、小川美雄君、伊藤 正君の以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、泉田 攻君、伊藤美枝子君、小川美雄君、伊藤 正君の以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

続いて、大衡村選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。

補充員には、第1順位、石川隆行君、第2順位、飯塚陽二君、第3順位、遠藤秀悦君、第4順位、横橋幸一君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました方を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、第1順位、石川隆行君、第2順位、飯塚陽二君、第3順位、遠藤秀悦君、第4順位、横橋幸一君、以上の方が順序のとおり補充員に当選されました。

日程第4 議案第56号 大衡村介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第56号、大衡村介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは議案書につきましては4ページ、新旧対照表につきましては1ページになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては利子税等の延滞金の割合等の見直しに係る租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例において定められている延滞金の割合の特例規定について、2つの条例を一部改正するものであります。

第1条による改正は、大衡村介護保険条例の一部改正で附則第7条の改正となり、3ページをお開きいただきまして、第2条による改正は大衡村後期高齢者医療に関する条例の一部改正で附則第2項の改正となります。

2つの条例改正の主な内容につきましては、特例基準割合を延滞金特例基準割合とするものでございます。

議案書4ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、施行日は令和3年1月1日でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。
お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第57号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては6ページ、新旧対照表につきましては4ページになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、災害援護資金の償還等についての改正と、市町村における合議制の期間をおくよう努めるものとされたことによる改正でございます。

第15条第3項の改正につきましては、償還金の支払い猶予や償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例などについて追加されたもので、第5章雑則第17条は、支給審査委員会の設置について新たに追加するものでございます。

議案書6ページに戻っていただきまして、附則といたしまして施行日は公布の日からとするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 最初に確認させていただきたいと思います。この災害弔慰金、それから災害障害見舞金、このような対象はどのような災害になるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在大衡村で対象とされている方は、東日本大震災による災害によるものでございました。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 事例として、その東日本大震災のときはあったものなのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 本村におきましては1名の方が対象となつてございました。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他村長が必要と認める者となつておりますけれども、何名ぐらいと考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 失礼いたしました、先ほど1名とお答えさせていただいた件につきましては、災害援護資金の貸付けの方が1名でございます。災害弔慰金につきましての支給審査委員会につきましては、今後発生された際の災害に応じて対象となつた方がいた際、委員会として設置するものでございます。そのときに応じて対象となる委員の方の選任をさせていただきたいというふうに思つてございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第58号、大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は8ページになります。説明は、新旧対照表で説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、おおひら万葉パークゴルフ場のファミリーコースを有料化するための料金表の改正で、別表第6の有料公園施設を利用する場合の利用料金の表に、利用区分といたしましてファミリーコースの一般と中学生以下を追加し、料金に一般200円、中学生以下無料を追加するものでございます。また、備考としてゴルフコースの6コースの次に、「ファミリーコースとは、きざんか及びやまゆりの2コースとする」を追加するものでございます。

ファミリーコースの2コースにつきましては、これまで芝管理など良好に維持管理していたことから、今回有料化を図り、収入分をコースの管理費に充当するため改正するものでございますが、中学生以下の全ての利用者につきましては若年層の新規利用者の拡大を図る目的からこれまで同様無料とするものでございます。

議案書8ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 参考に伺います。直近の統計的な数字で結構です。年間を通して中学生の利用はどの程度あるのか、それだけ確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ファミリーコースとして人数、中学生以下の区分等は今まで無料だった関係でそういう統計はちょっとしておりませんで、全体的な数字といたしましては、ファミリーコースの利用者、平日20人から30人ぐらい、休日、土日で40人から60人ぐらいの幅でご利用いただいているという状況となっております。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 今回、ファミリーコース一般に対しての200円の料金設定でございますけれども、全員協議会のときに課長だったか村長だったかの話の中で、三本木ゴルフ場もオープンして、恐らく客の減少、説明されておりますけれども、この料金設定によって客の減少等は考えておられたのかをお聞きします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回はファミリーコースの有料化ということで、先ほど佐野議員の質問にお答えさせていただいたとおりの利用状況にはなっておりますが、今回の有料化の兼ね合いで入場者数は若干減るのではないかというふうな形で考えてはございま

す。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第59号、令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書9ページをお願いいたします。

議案第59号、令和2年度河原住宅1・2号棟改修工事の請負契約の変更について。

令和2年7月20日、一般競争入札に付し、同年7月29日議会の議決を得、丸武建設株式会社と契約施行中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の金額、変更前1億6,335万円、変更後1億6,691万5,100円。

当該工事につきましては、令和2年11月26日工事請負契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第59号の別紙の図面のほうで工事の概要と変更契約の内容についてご説明申し上げます。

図面の1枚目につきましては、改修の概要になります。

今回の工事につきましては、河原住宅1号棟18戸と、2号棟18戸についての長寿命化改修工事となっております。主な工種につきましては、屋上防水改修工事、外壁改修（外断熱）工事、外壁塗装工事、建具改修工事となっております。

工事の施工場所につきましては、河原住宅1・2号棟、大衡村大衡字河原地内。

工期は令和2年7月30日から令和3年1月29日までとなっております。

図面2枚目をお願いいたします。

こちらは1号棟の改修立面図になります。赤字の部分につきましては、改修工事の施工の箇所で、青字部分につきまして今回の変更内容をお示ししております。図面の右上、青字につきましては、外壁改修工事の変更についてで、変更後の外壁改修工事の施工箇所を記載しております。

次に図面3枚目をご覧いただきたいと思います。

こちらも1号棟の改修立面図になります。右上に電気設備工事及び機械設備工事における変更箇所を青字で記載しております。機械設備工事につきましてはクーラーキャップの新設箇所の増と、床上換気口の新設が主なものとなっております。

次に、図面4枚目をお願いいたします。

こちらは2号棟の改修立面図で、右上に建築工事、外壁改修工事の変更工事の施工箇所を青字で記載しております。

最後に、図面5枚目ですが、こちらも2号棟の改修立面図になります。右上に電気設備工事及び機械設備工事における変更箇所を青字でお示しをしております。

今回の工事の変更理由についてですが、外壁改修工事の変更につきましては、足場設置後の詳細調査の結果、タイルの浮き補修、樹脂注入とか、コンクリートの欠損などの改修が必要な箇所が当初想定よりも1号棟で減少、2号棟で増加したためそれぞれ変更するものでございます。

次に、機械設備工事につきましては、1号棟、2号棟、それぞれ各1階の湿気対策として床下の換気口を追加するものでございます。また、ベントキャップについても足場設置後の現地調査の結果で変更するものでございます。

以上のことから、請負金額を356万5,100円増額し、1億6,691万5,100円とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 実際現物を見て修正箇所というふうなことで、趣旨は理解できます。

五反田住宅と同じように改修工事をしているんですけれども、この河原住宅の劣化具合というか、そういったものはどのように捉えているのか。また、当初よりも金額が上がっているということは、修正箇所が増えているということですから、そういったのも時期が伸びればもっとかかるというふうな理解でいいのか、その辺、もう少し分かりや

すぐ説明願えればと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 河原住宅の劣化具合、五反田住宅との差ということなんですが、

五反田住宅の改修から始まりまして、昨年度河原住宅の3号棟の改修ということだったんですけども、当初外壁改修などは五反田住宅の改修工事の事例の部分と、1階から足場を設置しないで目視確認できる程度の調査をしまして発注をさせていただいております。今年度の1・2号棟につきましては、それらの経緯を踏まえまして、同じく劣化具合を想定した上で発注をさせていただいておりまして、五反田住宅の劣化より大きな差はなかったというふうに思っております。

今回変更が生じたものといたしましては、1号棟では若干想定よりも減少したと、劣化が想定よりは悪くなかったと。2号棟につきましては、想定よりもちょっと劣化が激しいというか、想定よりも劣化が進んでおりまして変更増になったということでございます。

失礼しました。あともう1点。時期がもっと進めばということはご質問のとおりで、時期がたてばたつほど劣化具合というのは進む形になるので、今回計画的に長寿命化を行ったということで、今回の改修で、また住宅の寿命を延ばすことができたというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 長寿命化のための工事ですので、非常にいいことだと思います。五反田の住宅の改修と河原の改修に、比較するとどちらのほうが劣化具合が激しくて、どういうふうな感じなのか、その辺お分かりでしたら。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 五反田と河原でも、その棟によって違うというところが正直なところで、今回五反田と河原の大きな違いはないというのはあるのですが、今回変更の箇所で大きく出てきたのが、塗装をかけた部分の劣化の浮きの部分のところで、1号棟と2号棟でもその差が出ていたというところがありまして、建設時期は1年しか違っていなかつたんですが施工時の条件等々でもそういった違いが出るのかなというふうには感じておりますけれども、そういうことで五反田と河原という違いというよりは、棟の施工の時期等にもよって違うのかなというような状況が現れています。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1点だけ。今回の追加契約変更は、端的に申し上げますと、足場を組んで調査の結果追加事項、壁面関係は追加事項が発生したと。あと、床下換気口については、これは当初から改修工事の設計段階で外れておったということでの今回追加という解釈でよろしいか、それだけ確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 足場の件につきましてはご質問のとおりで、当初想定で発注させていただいたものについて足場をかけたあとに詳細な調査を行いまして、ハンマーでたたいたりとかそういった調査を行いまして、その結果で変更させていただいたという現場精査の変更になります。あと、床下の換気口の追加につきましては、昨年河原住宅3号棟でも改修工事を行ったんですが、河原住宅につきましては床下の部分がコンクリートのたたきになっておりますので、理論上は湿気が上がりにくいような構造になっておりまして、床下換気口は設けないような設計としておったんですが、施工後の状況を見ますと、コンクリートのたたきを施工してある河原住宅ではあったんですが、1階部分の湿気がひどい状況も一部確認されましたので、昨年の河原住宅3号棟のその後の施工後の状況を確認させていただいて変更させていただいたという経緯でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今の課長の話を聞いて、前から私思っていたことを申し上げたいと思うのは、2号棟でしたか、工事をしたのが真冬なんです、確か。外壁やるときに練炭みたいなのをつけて、そして暗幕みたいのを張ってやったという記憶で、当時現場に行きました、この状態で大丈夫なのかという話をしたことがあります。やっぱり今の課長のは、私の判断にすれば想像できるんですけども、真冬の零下になる時期にそういうモルタルを使うような、そういった、いかに急激に固まる性質のセメントを使ったといつてもやっぱり最後には無理が来るんじゃないか、どこかで無理が来るんじゃないかという話を過去にした記憶があるんです。その当時は、これで基準をクリアしているんだという話はありますけれども。今思えばやっぱり多少なりともそういった影響があるのかという思いがするんですけども。課長とすればその時期そんな判断ができる立場でもないし、そういう意味では、その見解について、私の見解が間違っているかどうか、雑談で結構ですけれどもそういう話と、それから今後のそういう建物等に対する、今は温暖化になったのでそういうことはないとは思いますけれども、やっぱり冬場にどうしても、土木工事もそうですけれども、多く始まるとき、そうすると多少なりとも、工期

工期というと無理が生じることが、昔は特に工期を守らない業者はだめだみたいな話があつたものですから、そういうことのないようなことをその当時も私は望んだ記憶があるんですが、課長としては現在はどのような考え方でしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） その2号棟建設当時のことは、ちょっと私も承知していないところではあるんですが、事例の1つとしては佐々木議員さんがおっしゃったことは想定としてはあるのかなと思います。コンクリートの養生の部分といたしまして、ある程度温度管理の部分で品質に関わる部分がありますので、当時の施工時期に大分冬場の気温が厳しかったという条件が1号棟、2号棟で違ったのであれば、今回の外壁改修の劣化度の違いというのも要因の1つになるのかなというのはそのとおりなんではないかと思います。

どうしても時期的な部分といたしまして、公共事業の部分は今ご指摘あったとおり年度末に重なってしまうようなところはあるんですが、今回の住宅の改修工事につきましては、入居者の方々が生活をしながら工事を行わなければいけないということで、五反田住宅の際にもいろいろご意見いただいた経緯等も踏まえて、今回の改修工事につきましてはできるだけ夏場の暑い時期ですとか、これから冬は寒くなる部分をうまく避けるような形を、極力取れるような形でさせていただいておりまして、今回の工事につきましても約70%の竣工率、進捗率になっておりまして、順調に進んでおるので、今回のタイミングはよかったですのかなというふうに考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 1点だけ確認をいたします。350万円の追加工事、財源をお知らせください。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 社会資本整備総合交付金で補助率2分の1となっております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時30分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長より発言を求められております。村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどの文屋議員の質問の中での答弁として説明をした点について、訂正させていただきたいというふうに思っております。

というのは、地方自治法上の規定によって首長が第3セクターの社長を併任しておる場合は、そちらから報酬を得ている場合は本来の首長の報酬の分を減額しなければならないということがありますということを申し上げましたが、地方自治法上の規定にはそういうことが全くありません。そして、さらには、報酬を得ても何ら問題はないということです。しかし、道義的な問題として、それはそういうふうにするのが望ましいというような注釈書きもあったということで、さっきの答弁を訂正させていただきたいと思います。そして、さらにその場合に費用弁償としての部分でいただく、何らかの報酬を得ることは何ら問題がないということも、自治法上に載っているわけではございません、自治法上には何ら問題がないという解釈であります。しかし運用上としてそういったことが望ましいということでありました。なので、訂正というよりさらに解釈をつけて先ほどの答弁に付け加えさせていただきたいとこのように思っております。

日程第8 議案第60号 万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第60号、万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書10ページをお願いいたします。

議案第60号、万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定について。地方自治法第244の2第3項の規定により、次のとおり万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1、指定管理者を指定する公の施設、万葉クリエートパーク、緑水公園、2つの都市公園になります。

2、指定管理者の所在地及び名称につきましては、大衡村松の平3丁目4番34号、株式会社万葉まちづくりセンターになります。

3、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とするものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、大衡村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書に基づき、公募によらない募集としております。万葉まちづくりセンターにつきましては、これまで同公園を16年間管理した実績があり、この中で管理ノウハウを習得し、創意工夫による利用者への良質なサービスの提供に努めた結果、利用者から好評を得ていること、また、業務の効率化に取り組むなど経済的な管理を行い、管理料の軽減が測られており、村の負担の軽減につながっていることから公募によらない募集とし、選定したものでございます。

指定期間の設定に当たりましては、村の施設の指定管理期間ほかの指定管理の期間と1年間ずれているため、これらの指定管理の見直し時期に合わせることで令和4年度からの業務について積算方法等統一を図れることや、まとまった管理業務を安定的に受注することが可能になることで、雇用者側としてはより安定的な雇用の確保や経費の削減に取り組めるのではないかと考えており、村側としても指定管理料の抑制につながるのではないかと考え1年間としたものでございます。

また、指定管理業務の大きな収入源でありますパークゴルフ場の今後の利用収入につきましても、コロナ禍の影響や、近隣に新たにオープンしたパークゴルフ場の影響などからこの先の収入見込みを立てることが難しい状況となっていることから、この先1年間の状況推移を見ながら1年後に改めて判断していきたいと考え、1年間としたものでございます。

指定管理の業務内容につきましては、パークゴルフ場の管理運営と、クリエートパークその他施設の維持管理、そして緑水公園の維持管理となっており、管理水準につきましては安定したサービスを提供できるよう、また安全な利用が図られるよう、これまで同等の管理水準を保つため業務の内容を設定しておりますが、今回の指定管理業務ではこれまで冬期間閉鎖しておりましたパークゴルフ場について、1月、2月につきましても営業する通年営業とすること、また、水曜日を定休日としておりますが、このうち月

1回を村民限定の無料開放日として設けるため業務を追加しているものでございます。

なお、指定管理料につきましては5,184万3,000円としております。指定管理料の積算に当たりましては、ファミリーコースの有料化と通年営業による増加分を見込んだものとし、支出経費の算出に当たりましては村の独自単価を採用したり、これまで効率化された管理実績を踏まえたものにするなど、村の負担軽減を図るものとしております。

以上、簡単ですが説明となります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 前の全協でもちょっとお聞きしましたけれども、今回、今まで毎週水曜日芝管理等で休みを取っておりましたが、今回月1回。今後、試行的にやるのか、それとも客数に応じて試行的にやるのか、それともこのままずっと1年間クローズなれば当然12か月間、1年間通すわけですけれども、継続していくのか、それとも、繰り返しますけれども、客数、村民の利用者を見て、少なかったらこれは取りやめにするとか、そういう考えはございますか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回月1回、毎週水曜日定休日としているうちの月1回、村民の無料開放日ということで設けまして、試行的といいますか、まず1年間を通して実施したいというふうに考えております。その1年間を実施して、通して、目的といたしましては村民の方の新規利用の開拓というか、底辺の拡大を図る意味での目的もございますし、村民の方々の健康増進につなげたいということもありますので、利用人数は少ないだろうということは想定しておりますけれども、まずもって1年間を通して実施させていただいて、いろいろ皆様のご意見等も伺いながら、1年後にまた指定管理の見直しを行いますので、その際にもまた反映をした形で検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君）　日程第9、議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　それでは議案書11ページをご覧いただきたいと思います。

議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては、議案第61号説明資料で説明申し上げます。

次のページ、12ページをご覧いただきたいと思います。

まず、事故の発生状況でございます。令和2年10月7日、午後1時30分頃、大衡中学校駐車場におきまして、中学校業務員が運転する公用車が後進時において後方の確認不足により相手側車両の右前方に接触し、損害を与えたものでございます。

次に、被害の状況でございます。相手方につきましては記載のとおりでございます。

損壊財物の名称でございます。車両、普通乗用自動車でございます。

損壊の程度につきましては、フロントバンパーの傷、ヘッドライトの傷でございます。

車両修理費用につきましては、21万9,494円、このうち代車費用が6万6,000円となるものでございます。

示談の内容につきましては、村は所有者に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、金21万9,494円を支払うものでございます。本件示談のほか、村と所有者間には一切の債権債務関係がないことを確認するということでございます。

損害賠償額につきましては、先ほどと同じく21万9,494円ということで、こちらにつきましては全額保険適用となるものでございます。

なお、今回の件でありますけれども、職員に対しましては日頃より公用車問わず私用車も含めまして安全運転の励行並びに事故防止に対しまして注意喚起を行ってきておりましたが、このような事案となったことにおわびを申し上げる次第でございます。今後につきましては、再度徹底させていただきたいと思ってございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第62号、黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それでは、議案書13ページご覧いただきたいと思います。

議案第62号、黒川地域行政事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、14ページをご覧いただきたいと思います。併せて規約変更に係る新旧対照表をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、6ページと記載されているものでございます。

改正内容、変更内容をご説明申し上げます。まず、第3条第13号、適応指導教室に関する事務を削り、1号ずつ繰り上げるものでございます。

第16条第2項第2号につきましては、号ずれを解消するものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

第6号、適応指導教室の負担金に関する規定を削りまして、号の繰上げを行うものでございます。別表第1につきましては、適応指導教室の負担割合に関する区分を削り、併せて号ずれを解消するものでございます。

それでは、附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

今回の改正でございますけれども、組合が共同処理を行ってきた適応指導教室につきましては、令和3年度から市町村ごとの心のケアハウスで行うこと、理事会並びに教

育委員会で合意形成されましたことから今回廃止となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第63号、黒川地域行政事務組合の財産処分についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。教育次長。

教育次長兼学校教育課課長（齋藤 浩君） それでは議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号、黒川地域行政事務組合の財産処分について。

地方自治法第289条の規定に基づき、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、次の別紙になります。

こちらが財産処分に関する協議書という形になります。第1条につきましては、適応指導教室に係る組合の財産の処分について必要な事項を定めること目的としたものでございます。第2条は対象とする財産についての規定でございます。第3条につきましては処分の方法でございます。こちらについては別表ということで定めるところでございます。

次ページにその別表がございますので、17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、物品といたしまして、学童用の椅子からその他のボンゴまで、また事務用品として、事務用品一式という形で数量がそれぞれ記載されてございます。譲与先の市町村

につきましては富谷市とする協議となってございます。

適応指導教室の財産につきましては、このほかにパーソナルコンピューター、そういったものがございますけれども、そういったものにつきましては、この財産そのものが黒川地域行政事務組合の財産となってございますので、ほかの部署等の転用が可能なものについてはそちらに使用するということをまず基本といたしまして、そちらは使うという形になってございます。また、それで使わない、そういったものについて今回処分とする形になりますけれども、この適応指導教室、けやき教室のほうが廃止後に富谷市のほうで同一建物の1階のほうで心のケアハウス、開設しておりますけれども、そこを拡張してこのけやき教室だったところも心のケアハウスとして使用していくということで計画しているということでございますので、今までけやき教室で使っていた物品、そういうものがそのまま心のケアハウスのほうで使えるということもございますので、富谷市のほうに譲渡するということでございます。また、今までの利用実績等も見ましても、負担金の割合等につきましても児童生徒数、そういったものが大きく関わってございますので、富谷市のほうに譲渡するという形で協議が調ったというものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員